

宮城県地域包括ケア推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、宮城県地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、県内の関係機関、団体等が連携・協力し、一体となって、本県における地域包括ケア体制を構築することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県内の関係機関、団体等が連携・協力に向けて協議を行うこと
- (2) 「地域包括ケア推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）の策定と事業の推進に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(構成員)

第4条 本会は、別表に掲げる団体で構成する。

2 新たな構成員の参画については、次のいずれかを満たすことを条件に、第8条で定める幹事会で決定する。

- (1) 地域包括ケア体制の構築に向けた取組を全県的に行い、趣旨と目的に賛同した団体であること。ただし、仙台市域を活動範囲とする団体については、同種の全県的な事業展開をする組織であること
- (2) その他協議会が参画を必要と認めた団体であること

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名

2 会長は、宮城県知事の職にある者を充てる。

3 副会長は、宮城県医師会長、宮城県社会福祉協議会長及び宮城県副知事の職にある者を充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(総 会)

第7条 本会に、構成員をもって構成する総会を置く。総会は、次の事項を所掌する。

- (1) アクションプランの策定又は改定に関する事項
- (2) その他事業推進に係る重要な事項
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長があたる。
- 4 総会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する。

(幹事会)

第8条 本会に、幹事会を置く。幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) アクションプランの策定案又は改定案の作成に関する事項
- (2) アクションプランの進行管理に関する事項
- (3) 協議会の組織体制に関する事項
- (4) その他必要な事項
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事は、会長が選任する。
- 4 幹事会には、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第9条 本会に、次の専門委員会を置く。専門委員会は、アクションプランを構成する「プロジェクト事業」の企画・推進等を行う。

- (1) 医療介護・多職種連携専門委員会
- (2) 高齢者健康維持専門委員会
- (3) コミュニティ・生活支援専門委員会
- (4) 在宅ケア基盤構築専門委員会
- (5) 介護人材確保専門委員会
- (6) 認知症地域ケア推進専門委員会
- 2 専門委員会の所掌分野及び構成員については、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を宮城県保健福祉部長寿社会政策課内に置く。

(委 任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成２７年７月２９日から施行する。

附 則

この規約は、平成２８年２月１７日から施行する。

附 則

この規約は、平成３０年３月２８日から施行する。

附 則

この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この規約は、令和７年３月２１日から廃止する。

別表（第４条関係）

構成員	公益社団法人 宮城県医師会 一般社団法人 仙台市医師会 一般社団法人 宮城県歯科医師会 一般社団法人 宮城県薬剤師会 一般社団法人 仙台市薬剤師会 公益社団法人 宮城県看護協会 一般社団法人 宮城県歯科衛生士会 宮城県医療ソーシャルワーカー協会 宮城県病院協会 宮城県訪問看護ステーション連絡協議会 宮城県老人福祉施設協議会 仙台市老人福祉施設協議会 宮城県老人保健施設連絡協議会 特定非営利活動法人 宮城県認知症グループホーム協議会 みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会 宮城県地域包括・在宅介護支援センター協議会 仙台市地域包括支援センター連絡協議会 一般社団法人 宮城県社会福祉士会 特定非営利活動法人 宮城県ケアマネジャー協会 一般社団法人 宮城県介護福祉士会 公益社団法人 宮城県柔道整復師会 公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会 宮城県臨床心理士会 公益社団法人 宮城県栄養士会 一般社団法人 宮城県理学療法士会 一般社団法人 宮城県作業療法士会 宮城県言語聴覚士会
-----	--

	特定非営利活動法人 日本健康運動指導士会 宮城県支部 公益社団法人 認知症の人と家族の会宮城県支部 宮城県介護福祉士養成施設協会 公益財団法人 介護労働安定センター宮城支部 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県民生委員児童委員協議会 仙台市民生委員児童委員協議会 宮城県商工会議所連合会 宮城県商工会連合会 宮城県生活協同組合連合会 公益財団法人 宮城県老人クラブ連合会 公益社団法人 宮城県シルバー人材センター連合会 特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター 特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPO センター 一般社団法人 パーソナルサポートセンター 仙台弁護士会 国立大学法人 東北大学 学校法人梅檀学園 東北福祉大学 公立大学法人 宮城大学 宮城県市長会 宮城県町村会 宮城県
--	--